

## ○甲賀市週休2日制工事実施要領

### 1. 主旨

建設産業におけるワークライフバランスを促進するために、建設工事現場において完全週休2日制を採用できる工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

### 2. 概要

「週休2日制工事」を実施し、完全週休2日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日制工事」の採用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 成果については、工事成績評定における「創意工夫」にて加点評価する。
- 週休2日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、甲賀市が発注するすべての工事とする。ただし、以下に該当する工事は除く。
  - ①災害復旧工事、舗装工事、維持管理工事、単価契約工事
  - ②単なる機器の取替工事のような、連続して（一週間）工事実施を想定しないことが明らかな工事
  - ③現場条件により、週休2日制工事の採用が困難な工事

### 3. 定義

- ・「完全週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
  - （1）以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。
    - ①準備期間（契約日から30日間もしくは着手日のうち遅い日）、後片づけ期間（20日間もしくは完了日のうち早い日）
    - ②工場製作のみの期間
    - ③工事全体を一時中止している期間
    - ④夏季休暇（3日間）、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）
  - （2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間
    - ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
    - ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
    - ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
    - ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業
- ・現場閉所率は下記による。

$$\text{現場閉所率} = \text{休暇日において現場閉所を行った日数} \div \text{対象期間の週数} \times 7$$

- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始（6日間）および夏季休暇（3日間）ならびに平日の天候（降雨、降雪等 雨量10mm/日程度）による不稼動日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

#### 4. 実施方法

##### (1) 工事着手前

- ・受注者が休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督職員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする完全週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、完全週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

##### (2) 工事実施期間中

- ・該当工事が「週休2日制工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中において受注者が管理する。
- ・週休2日看板の大きさは任意とするが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・完全週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・「3. 定義」の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じてても、原則、「5. 評価」の対象期間の控除はしない。
- ・監督職員等は、必要に応じて完全週休2日の実施状況を確認する。

##### (3) 工事完了日

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

#### 5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定より加点評価を行う。
- ・受注者は、任意様式により実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が工事成績評定の加点点数および必要となる費用の計上に関して決定する。
- ・加点評価は、工事成績評定における「創意工夫」にて以下のとおりとする。

##### 工事成績評定（創意工夫）

評価対象	加算点数	成績点
完全週休2日が100%の週で達成できた。	+5点	+2点
完全週休2日が75%以上の週で達成できた。	+2.5点	+1点
完全週休2日が75%未満の週にとどまった。	0点	0点

※「創意工夫」は監督職員の評価となる評価点は×0.4となることから、成績点はそれぞれ、+2、+1となる。

- ・創意工夫における加点対象は、上記加算点を含めて+7を上限（従来どおり）とする。

- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の加算は行わない。
- ・「3. 定義」の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じてても、原則、評価の対象期間の控除はしない。

## 6. 費用（積算方法等）

- ・完全週休2日の取得に要する費用を計上する。
- ・完全週休2日の取得に要する費用の計上等は、『(土木工事版) 週休2日取組指定型工事実施要領』(滋賀県土木交通部) 及び、『(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領』(滋賀県土木交通部) を運用するものとし、発注方式は「達成100%トライ型」または「受注者希望方式」を準用するものとする。

## 7. 着手前の確認事項等

完全週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で完全週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、完全週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

## 8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を工事打合せ簿により報告をする。発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

### (1) 工事実施期間中

#### ①休暇日の確認

完全週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

#### ②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

#### ③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。

監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求

めないものとし、資料は必要最低限とする。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りでない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休日に作業を行った場合、上記の差分を休日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. 不履行に対する措置

完全週休2日制の不履行に対する措置は、原則として設けないものとする。ただし、施工計画書に記載した工事工程表等が完全週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

10. その他

(1) この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

(2) 受注者は、発注者に対し現場閉所日実績に係る虚偽の報告をした場合は、甲賀市建設工事等入札参加停止基準により処分の対象とする。

11. 付則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告する工事から適用する。